

(その143) 相談センター14周年と法律相談活動(2017.8発行)

弁護士 川口彩子

くらしの相談センター

14周年おめでとうございます。

川崎区内にはいくつか法律相談の拠がありますが、くらしの相談センターには継続的に相談が寄せられており、長きにわたる宮原さんの活動が市民の皆さんの信頼につながっていることを実感しています。

実は宮原さんが体調を崩されたころ、少し相談が減ったことがありました。けれども最近はまだご相談も増えており、宮原さんの復調と片柳さんのご活躍が感じられて嬉しい限りです。

私は設立当初から法律相談を担当していますが、もう14年も経ったんですね。

事務所を構え、誰かが常駐しており、運営も大変なことと思いますが、それでもスタッフの皆さんはいつも優しく接して下さり、このコミュニティのあたたかさを感じており、いつも感謝しています。

くらしの相談センターに寄せられる法律相談は貸金、借金、借地借家問題、近隣関係、離婚、相続関連、家族間トラブル、交通事故、労災、医療過誤など多岐にわたっています。

20分という限られた時間の中ですが、できるだけお困りごとに即した回答ができるよう心がけています。

緊急の案件でなくても、ずっと心に引っかかっている後回しになっているお悩み事はありませんか？もしかしたら話をするだけで楽になることもあるかもしれませんので、よろしければいらしてくださいね。

弁護士に相談したからといって、必ず依頼しなければならないわけではなく、おひとりできそうな手続についてはそのアドバイスもしています。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。